

## 川崎市ナーシングセンター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の資質の向上、就業の促進等を図るとともに、市民の看護需要に応え、もって市民の保健及び福祉の向上に寄与するため、川崎市ナーシングセンターにおいて、看護師充足対策事業等を実施する公益社団法人川崎市看護協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内において運営費補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 看護師充足対策事業
- (2) 看護に関する研究及び調査事業
- (3) 市民への看護の普及及び啓発事業
- (4) 看護職員研修事業
- (5) その他看護活動促進事業

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 人件費
- (2) 会議費
- (3) 事業費

(交付の申請)

第4条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、川崎市ナーシングセンター運営費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長あて申請をしなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、協会から申請書を受理したときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、川崎市ナーシングセンター運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）を協会に交付するものとする。

3 市長は、補助金を2回に分割して交付することとし、交付の時期は、第1回目を5月31日まで、第2回目を9月30日までとする。

（交付の条件）

第6条 市長は、協会による補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

（1）補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ協会が補助事業に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

（2）その他市長が必要と認める条件

（変更等の承認）

第7条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な事項であると、市長が

認めるものを除く。)

(2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第8条 協会は、当該年度の事業終了後速やかに、川崎市ナーシングセンター運営費補助金実績報告書(第3号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる工事の発注等に係る契約がある場合は、必要事項を記載した発注実績報告書を併せて提出するものとする。また、第6条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 協会は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は協会に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 第2項の規定による発注実績報告書を提出する場合で、第6条第1項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合には、入札(見積り)が行えないことに係る理由書を併せて提出するものとする。
- 5 市長は、第1項による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付金額を確定し、川崎市ナーシングセンター運営費補助金交付額確定通知書(第4号様式)により、協会に通知するものとする。
- 6 前項の結果、補助金に残額が生じた場合は、協会は市の指定する期日まで

にその残額を市に返還しなければならない。

(交付の決定の取消)

第9条 市長は、協会が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第6条若しくは前条の規定に違反したとき。

(書類の整備)

第10条 協会は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

第1号様式

川崎市ナーシングセンター運営費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地

名称

代表者名

印

川崎市ナーシングセンター運営費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請額 金 円

添付書類

- (1) 補助対象事業内容
- (2) 収入支出予算書
- (3) その他

第2号様式

川崎市ナーシングセンター運営費補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

所在地

名称

代表者名

年 月 日付けで申請のありました川崎市ナーシングセンター運営費補助金  
については、次の条件をつけて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

交付条件

第3号様式

川崎市ナーシングセンター運営費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地

名称

代表者名

印

年 月 日付川崎市指令 第 号で交付決定を受けた川崎市ナーシングセンター運営費補助金にかかる事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 ナーシングセンター事業報告
- 2 収入支出決算書
- 3 その他



第4号様式

川崎市ナーシングセンター運営費補助金交付額確定通知書

川崎市指令 第 号

所在地

名称

代表者名

年 月 日付けで報告のありました川崎市ナーシングセンター運営費補助金  
については、交付額を 円と確定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長